

（くん製設備）

<p>第10条 くん製室の位置及び構造は、次の各号に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) くん製室は耐火構造であつて、間柱、下地その他主要な部分を準不燃材料で造つたもの、又は耐火構造以外の構造であつて、間柱、下地その他主要な部分を不燃材料で造つたもの（有効に遮熱できるものに限る。）で、火を装置する床はコンクリート又はたたき土とすること。</p> <p>(2) 火器の上部には網目1平方センチメートル以下の金網をはり、可燃物との接触を防止すること。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、くん製設備の管理の基準については、第3条第2項第1号、第2号及び第5号の規定を準用する。</p>

※ 改正経過：制定〔昭和37年条例第31号〕、全部改正〔昭和48年条例第34号〕

【趣旨】

本条は、くん製設備の位置、構造及び管理の基準について定めたものである。

「くん製」とは、食材をくん煙することで保存性を高め、煙により特有の風味を付けた保存食又はその調理方法である。くん製を作る際には、くん煙材としてスモークチップやスモークウッド等を使用するが、その際、当該くん煙材は火にかけていたり、火種を持った状態になっているため、周囲の可燃物に延焼し、火災が拡大する危険性がある。このため、昭和37年の条例全部改正により本条を設けたものである。

【解説】

1 くん製設備による火災危険（例）

くん製設備を設置し、使用することにより想定される火災危険の例を挙げると、下表のとおりとなる。

	想定される火災危険（例）	対策（例）
<input type="checkbox"/>	使用後のくん製チップをそのまま誤って捨ててしまい、捨てた箇所から時間経過に伴い出火する。	・使用後の確認、点検等を徹底すること。
<input type="checkbox"/>	くん製装置の設置場所の床を不燃処理しないまま長期間使用したことで、床下のはりが低温着火し、火災化する。	・床の仕上げを不燃措置すること。
<input type="checkbox"/>	点火した状態のスモークウッドがドア開閉時の振動でヒーター上に落下し、出火する。	・機器と可燃物の接触防止を図ること。

くん製設備による火災危険は、上表のほかにも想定される。また、ここでは、それに対する対策の一例を挙げているが、これらの火災危険を排除し、安全に、安心して当該設備を使用するためには、本条及び本条【解説】に掲げる内容を順守し、火災予防対策を徹底する必要がある。

2 くん製室の位置及び構造の基準（第1項関係）

- (1) くん製室は、耐火構造であつて、間柱、下地その他主要な部分を準不燃材料で造つたもの又は耐火構造以外の構造にあつて、間柱、下地その他主要な部分を不燃材料で造つたもの（有効に遮熱できるものに限る。）で、火を装置する床は、コンクリート又はたたき土としなければならない。
- (2) 「たたき土」とは、玄武岩や火山灰等風化した土に、石灰と砂と砂利などを混合して固練りとし、木片等でたたき締めた状態の土をいう。
- (3) 火器の上部には、網目1平方センチメートル以下の金網を張り、可燃物との接触を防止しなければならない。

3 くん製設備の管理の基準（第2項関係）

くん製設備の管理の基準については、第3条（炉）第2項第1号、第2号及び第5号の規定を準用している。具体的に準用される規定の概要は、以下のとおりである。各規定の詳細は、第3条【解説】を参照すること。

【第10条（くん製設備）】

- (1) くん製設備の周囲は、常に整理及び清掃に努めるとともに、燃料その他の可燃物を放置しないこと。(第3条第2項第1号関係)
- (2) くん製設備及びその附属設備は、点検できるように設置するとともに、亀裂、破損、摩耗、漏れその他必要な事項について点検及び整備を行い、火災予防上有効に保持すること。(第3条第2項第2号関係)
- (3) 燃料の性質等により異常燃焼を生ずるおそれのあるくん製設備にあつては、使用中監視人を置くこと。ただし、異常燃焼を防止するために必要な措置を講じたときは、この限りでない。(第3条第2項第5号関係)